

標題

バハマ籍船舶の固定式ガス消火装置、持運び式消火器及び非常用脱出呼吸具 (EEBD) の保守、試験及び点検について

ClassNK

テクニカル インフォメーション

No. TEC-0711
発行日 2007 年 10 月 4 日

各位

今般、バハマ政府(The Bahamas Maritime Authority、以下 BMA)より同国籍船の標題消火設備及び EEBD の保守、試験及び点検に関する改訂要件 (BMA INFORMATION BULLETIN No.97 及び No.29) が通知されましたのでお知らせいたします。

今号の ClassNK テクニカル・インフォメーション発行をもちまして、先にお知らせいたしました ClassNK テクニカル・インフォメーション (2001 年 (平成 13 年) 7 月 10 日付 No.TEC-0410、同年 10 月 26 日付 No.TEC-0424 及び 2002 年 (平成 14 年) 8 月 25 日付 No.TEC-0477) を絶版といたします。

1. 固定式 CO₂ 及びハロン消火装置

(1) 一般的な点検及び保守

- (i) 固定式消火装置の一部を形成する全シリンダーの目視点検は、適格者により毎年行うこと。点検項目には、漏れの有無及び全バルブ、ワイヤー、レバー、配管、マーキング及び操作指示書が適切に保持されていることの検証を含むこと。
- (ii) 管理会社は、当該装置の点検及び保守が承認された機関の要件及び当該装置供給業者の推奨に合致していることを確保すること。装置の試験及び保守項目の中で、管理会社及び船員の能力を超えるいかなるものも、専門整備事業所によって行うこと。
- (iii) 固定式装置が整備中で使用できない場合、当該保護区域の火災に対処するための代替措置を講ずること。当該代替措置の提案は承認された機関及び BMA の同意を得ること。

(2) CO₂ 及びハロンガスシリンダーの水圧試験

- (i) 全てのシリンダーは製造後 20 年を経過した時期及びその後 5 年ごとに水圧試験を行うこと。水圧試験の記録はシリンダーに明瞭に印を付すこと。
- (ii) 放出したシリンダー、シリンダーに印されている初期充填圧の 10% を超える損失のあるシリンダー或いは外部腐食の兆候のあるシリンダーは点検し、水圧試験を行い、交換或いは再充填すること。
- (iii) ハロン移送の際の漏れの可能性及び大気への損失、及びハロン収容施設の利用可能性に限りがあることより、ハロンガスシリンダーの定期的水圧試験は BMA への申込みがあれば猶予される。これは BMA が承認する機関が提案する代替点検を満足することが条件となる。
- (iv) 低圧式 CO₂ 消火装置は以下を条件に水圧試験が免除される。
 - (a) タンクは腐食傾向のない材質 (ステンレス、アルミ等) によって構成されていること。
 - (b) 付属品及びタンクの点検が船級の要件を満たすこと。

(次頁に続く)

NOTES:

- ClassNK テクニカル・インフォメーションは、あくまで最新情報の提供のみを目的として発行しています。
- ClassNK 及びその役員、職員、代理もしくは委託事業者のいずれも、掲載情報の正確性及びその情報の利用あるいは依存により発生する、いかなる損失及び費用についても責任は負いかねます。
- バックナンバーは ClassNK インターネット・ホームページ (URL: www.classnk.or.jp) においてご覧いただけます。

- (c) タンク及び関連設備が毎年点検及び整備されていることを示す文書の保管。年次点検にはパイプ及び付属品近傍の防熱材の除去及び抜き取り検査を含む。防熱材及び防湿層は適切に復旧すること。
 - (d) タンクを極度の気温或いは圧力に曝さないこと。そのような暴露は、点検及び試験の検査体制の再考の原因となる。そのような場合、BMA に報告すること。
- (3) 現存ハロンガスシリンダーの放出或いは圧力低下
- (i) ハロンガスシリンダーの放出或いは圧力低下があった場合には、BMA は満足な状態を維持している使用済みシリンダーへの補充を認める。
 - (ii) 船舶及び乗組員の安全は最優先事項であるので、ハロンガスが使用不可の場合、出港前に影響する当該空間に適切な消火能力を確保することが要求される。暫定処置の適切性は、IMO MSC Circular 775 のガイダンスを考慮し、承認された機関及び BMA が満足するものとする。
2. 持運び式消火器
- 持運び式消火器に関する以下の要件を満足すること。
- (1) MSC Circular 850 の要件
- (i) 毎月、全ての消火器が所定の場所に適切に配置され良好であることを確認すること。
 - (ii) 毎年、全ての消火器が適切な位置にあり、圧力及び状態が良好であることを確認すること。
- (2) IMO Resolution A.951(23)の要件
- (i) 製造者の指示に従い定期的な点検を行い、1 年を超えない間隔で整備すること。
 - (ii) 本船上に保管されている同型式及び同年に製造された消火器の内、少なくとも 1 台は 5 年ごとに防火操練の一環として放出試験を行うこと。
 - (iii) 全ての消火器(含む起動用ガス容器)は 10 年を超えない間隔で、承認された規格或いは製造者の指示に従い水圧試験を行うこと。
 - (iv) 整備及び点検は実証可能な能力のある人員により、或いは監督下でのみ、添付の点検指針に沿って行うこと。
 - (v) 点検記録を保存すること。記録には点検日、行われた保守の種類及び圧力試験の有無を記すこと。
 - (vi) 消火器には放出したことが判別可能な表示をすること。
 - (vii) 消火器再充填のための指示書を製造者より取得し、本船上に利用可能な状態で保管すること。
- (3) BMA の特別要件
- (i) 全ての消火器は資格及び経験のある適格者により毎年検査を行い、検査の記録を本船上に保持すること。
 - (ii) 蓄圧式消火器容器、加圧式消火器の起動用ガス容器及び他の消火器は 10 年間隔で水圧試験を行うこと。加圧式消火器の容器も 10 年間隔で試験すること。
 - (iii) CO₂ 消火器或いは他の型式消火器の起動用ガス容器の内容物損失が消火器或いは容器に印されている初期充填量の 10%を超えた場合、消火器及び起動用ガス容器を点検の上、再充填すること。過度の腐食が見られる消火器或いは起動用ガス容器は交換すること。

(次頁に続く)

- (iv) 以下の記録を保管すること。
 - (a) 年次点検
 - (b) 他の保守及び試験
 - (c) 確認された欠陥及び行われた是正措置

3. EEBD

(1) 点検及び試験

- (i) 保守は製造者の指示に従い、年次点検は適格者により行うこと。
- (ii) シリンダーの水圧試験は少なくとも5年ごと、或いは、更に高頻度で行うことが要求されている場合は製造者の指示に従い行うこと。試験圧力及び試験日はシリンダーに明確且つ恒久的に印すること。

(2) 記録

点検、保守及び試験の記録は検査のため船上にて保管すること。記録には、各シリンダーの試験証明書及び点検状況を必ず含むこと。

4. 適格者

適格者とは、職務を完了する又は安全に活動することが可能な及び一定の水準の技能レベル（理論上の知識及び実践的な経験を併せ持つこと）に到達している者をいう。管理会社は“適格者”の評価及び任命する適切に行う責任がある。バハマ政府承認検査官及び承認された機関の検証のため、適格者であることを証明する文書を本船上に保管すること。

5. 追加の検査要件

(1) SE 検査中、検査員は以下の項目を検証する。

- (i) 製造者の指示書が本船上に用意されていること。
- (ii) 点検及び保守が製造者の指示及び BMA 要件に則り行われていること。
- (iii) 点検、保守及び水圧試験の記録が本船上に保管されていること。
- (iv) 予備並びに予備充填物を適切に用意していること。

(2) 定期的点検及び試験、並びに予備の用意に関する旗国要件を満足していないバハマ籍船舶を確認した場合、SE 証書の発行或いは裏書の前に、承認された機関は BMA に提案と共に報告しなければならない。

なお、本件に関してご不明な点は、以下の部署にお問い合わせください。

財団法人 日本海事協会 (ClassNK)

本部 管理センター 検査技術部

住所: 東京都千代田区紀尾井町 4-7(郵便番号 102-8567)

Tel.: 03-5226-2027 / 2028

Fax: 03-5226-2029

E-mail: svd@classnk.or.jp

添付:

1. IMO Resolution A.951(23)点検指針

ClassNK テクニカル・インフォメーション No. TEC-0711

添付 1.

年次点検	
安全クリップ及び表示装置	消火器の作動確認
圧力表示装置	装着されている場合、圧力が適正範囲にあることを確認。塵除けカバー及び安全弁が適切に配置されていることの点検。
外観検査	消火器の安全操作に影響する腐食、変形、損傷に対する点検。
重量	消火器の重量確認及び完全に充填された消火器との重量比較。
ホース及びノズル	ホース及びノズルに汚損がないことの点検
操作指示	操作指示が適切に配置されていること及び判読可能なことの確認
再充填時点検	
水及び泡原液の充填	再利用する場合は内容物を清潔な容器に移し、再利用に適しているかを点検。充填容器の点検。
粉末	粉末消火剤再利用のための検査。十分に乾燥しており、凝結した塊或いは異物の混入がないことの確認。
起動用ガス容器	損傷及び腐食の検査。
5年及び10年目の点検	
放出試験後の点検	
気道及び作動装置	キャップの送気口及び送気部までを通気することにより、気道に障害がないことを検証する。ホース、ノズル ストレーナー、放出管及び呼吸弁を適切に点検する。必要に応じ、清掃及び注油を行う。
作動装置	安全ピンが取外し可能であり、レバーに損傷がないことの点検。
起動用ガス容器	損傷及び腐食の検査及び規定範囲内にあることを確認するための重量計測。
Oリング座金及びホース封板	Oリングの点検及び装着されている場合ホース封板の交換。
水及び泡容器	内部点検。腐食及びライニング劣化の確認。個々の容器の漏れ及び損傷を確認。
粉末容器	本体検査。腐食及びライニング劣化のための内部点検。
再充填後の点検	
水及び泡	製造者指示書に従った内容物の交換。
再組立	製造者指示書に従った再組立。
銘板の管理	総重量を含む保守銘板への記入。
消火器の取り付け	取り付け金具の点検。
報告	消火器保守に関する記録の完備。

IMO Resolution A.951(23)点検指針